

## 平成 28 年度第 19 回人事委員会 会議結果<概要>

### 1 日 時

平成 28 年 11 月 1 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 58 分

### 2 場 所

人事委員会 委員室（新宿モノリス 21 階）

### 3 出席者

（委 員）青山委員長、青木委員、濱崎委員

（事務局）松山事務局長、矢岡任用公平部長、森山試験部長、小澤審査担当部長、秋谷総務課長、神永任用給与課長、柴田審査課長、添田試験課長、伊藤研究調査課長、本間制度改革担当課長、近藤審査担当課長、矢部審査専門課長

### 4 議 事

#### < 議 案 >

第 1 号議案 平成 28 年度身体障害者を対象とする東京都職員Ⅲ類採用選考の最終合格基準の決定について

第 2 号議案 平成 28 年度主任級職選考の合格基準の決定について

#### < 報告事項 >

報告第 1 号 新たな公益通報制度について

報告第 2 号 審査請求の受理の報告について

報告第 3 号 審査請求の取下げの報告について

報告第 4 号 措置要求の取下げの報告について

報告第 5 号 係属案件の進捗状況について

## 報告第1号 新たな公益通報制度について

事務局から、公益通報制度見直しの背景、制度概要及び現状の課題、見直しの内容について説明した。

委員より、これまで公務員の世界では、性善説に立って、職員は高い倫理観を持って業務を行っているとの考えに基づき、十分なチェック機能や組織的なガバナンスが働いていなかったのではないかと、との意見があった。

委員より、民間企業においても、ここ数年見直しが進んできており、株主やコンシューマー（一般消費者）の視点を経営方針や企業経営に導入しており、公務員においても、このような視点からの見直しや仕組みづくりが求められるとの意見があった。

委員より、職員等には派遣労働者や議員等の特別職は含まれるのかとの確認があり、事務局から、派遣労働者は含まれるが、特別職は含まれないこと、議員等からの働きかけについては、別途、要綱を定めて報告するよう検討を進めていること、議員等から働きかけを受けて職員が法令違反行為をした場合には、公益通報の対象行為となる旨、説明した。

委員より、現状分析にあるように東京都は、他県に比べて公益通報制度は遅れているのかとの質疑があり、事務局から、他県に比べて遅れている面があり、大阪府、佐賀県、長崎県が進んでいる旨、回答した。

委員より、このような制度は万能というものではなく、また、運用を進めていけば必ず良くなるというものではない、件数等をフィードバックするなど、他の仕組みと合わせてチェック機能のひとつとして活用していくことが重要であるとの意見があった。

事務局より、教育庁ではこのような公益通報制度を先行して作っており、それまでは年間数件程度であったものが、弁護士窓口の設置により年間20数件程度となり、内数件は、このような制度がなければ認知できなかったとの説明があった。

委員より、民間企業だと海外の子会社では、こういう制度があるとチェック機能が内部から働いていくことがある、都においても外郭団体などに適用していくべきではないかとの意見があった。

委員より、都の外郭団体の職員はみなし公務員になるが、公益通報制度は適用されるのかとの質疑があり、事務局から、直接適用はされないが、同様の取組を行うよう指導がある旨、回答した。

委員より、議員からの働きかけ問題もあるので、外郭団体に公益通報制度を広めていくべきである旨の発言があった。

＜以下、非公開対象案件＞

第 1 号議案 平成 28 年度身体障害者を対象とする東京都職員Ⅲ類採用選考の最終合格基準の決定について

第 2 号議案 平成 28 年度主任級職選考の合格基準の決定について

報告第 2 号 審査請求の受理の報告について

報告第 3 号 審査請求の取下げの報告について

報告第 4 号 措置要求の取下げの報告について

報告第 5 号 係属案件の進捗状況について

次回開催日程について

次回委員会を平成 28 年 11 月 16 日（水）午後 2 時 00 分から開催することとした。